

企画競争実施の公示

令和 3 年 6 月 11 日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名

令和三年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「コロナ回復期を見据えた新たな旅行スタイルに対応した観光戦略策定事業」

(2) 業務内容

別紙「説明書」による

(3) 履行期限

令和 4 年 3 月 1 0 日（木）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (4) （一社）山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

（一社）山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター 4F

E-mail : sanindmo@sanin-dmo.jp

TEL : 0859-21-1502 / FAX : 0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書（A4判 15枚程度）に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・ 事業の定性的・定量的な目標値
- ・ 業務の実施体制、実施工程
（例.観光庁「インバウンドの地方誘客促進のために専門家」等、複数名の専門家による支援体制がある場合は、その旨も記載）
- ・ 緊急時の連絡体制
- ・ 苦情等相談に係る処理体制
- ・ 配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況（該当する場合）
- ・ 業務項目別の経費概算
- ・ 再委託等の有無及び予定（ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。）
- ・ 類似事業における事業実績（但し、コロナ禍、コロナ回復時期に限る。）

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和3年6月25日（金）17時00分（必着）

場 所：（1）に同じ。

方 法：郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定（以下「特定」という）するための企画提案書の評価基準

- ① 業務内容の理解度：調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ② 提案内容の優良性：提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③ 提案内容の独創性：独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④ 業務遂行の安定性：実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤ 業務成果の中立性：適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥ 必要経費：業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦ 専門的知識：業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 本業務の支払条件及び概算予算額

- ・ 支払条件：完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。
- ・ 概算予算額：1,000万円を上限とする。（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

- (5) 提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (6) 提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8) 提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9) 原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10) 提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11) 特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13) 提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らか場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14) 企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
- ・ 特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・ 企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15) 契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16) 不明な点等の問い合わせ先等
- ・ 問い合わせ先：3.(1)に同じ(担当：篠塚、松本、杉原)
 - ・ 問い合わせ方法：電話又は電子メール
 - ・ 問い合わせ期間：公示の日から、3.(3)に記載の提出期限まで
なお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

以 上

説 明 書

1. 業務名

令和3年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「コロナ回復期を見据えた新たな旅行スタイルに対応した観光戦略策定事業」

2. 実施時期

契約締結の日～令和4年3月10日

3. 業務の目的

令和2年度は、世界的な新型コロナウイルス感染拡大により訪日外国人旅行者が大幅に減少することとなり、その影響は旅行のシーンに限らず、日々の感染予防対策などにより人々の日常の生活スタイルをも大きく変化をせざる負えない状況となった。

この日常の生活スタイルの変化は、今後の訪日外国人旅行者が訪問する観光地、観光旅行のスタイルにも大きく影響を及ぼすものと推察される。

本事業は、コロナ以前のインバウンド市場の状況から外国人旅行者の観光旅行に対する興味関心・ニーズなどが、コロナ禍によりどのように変化をしているのかを分析・把握し、アフターコロナ期における山陰地域への外国人旅行者の誘客戦略に反映をすることで、早期の観光需要の回復を促進することを目的とした事業である。

4. 業務の内容

(1) 訪日外国人旅行者のニーズ変化の分析業務

入手可能な既存データを活用したコロナ以前の現状を把握するための動態分析、及びアフターコロナ期における旅行者の顕在ニーズと潜在ニーズの変化を調査・分析する。調査概要は、以下のとおり。

① 利用データ

オープンデータや観光ビッグデータ（例、アプリのGPS位置情報データ、官公庁等の公開データ等）、及び最新のアンケート調査に基づいた定性・定量的な情報をはじめとした取得可能なデータ等を利用すること。

※活用可能な山陰インバウンド機構既取得データ（NTTドコモモバイル空間統計：2019年）

※予定している利用データの名称、及び情報提供元、出典元等、ならびに調査手法は予め企画提案書に具体的記載すること。

② 調査・分析項目

調査・分析は、いずれも今後山陰地域を訪れる可能性の高い訪日外国人旅行者を誘致することを目的に行うものとし、以下の条件を最低限含むものとする。

なお、本項目は新型コロナウイルス感染拡大により変化したことが推察される外国人旅行者のニーズや山陰地域における外国人旅行者の現状分析を正しく行うとともに回復期において調査対象市場国へ訴求すべき観光コンテンツの把握を行う。

- ・調査対象市場国は、香港、台湾、中国など東アジア地域とする。
調査対象者は、原則として調査対象市場国に在住する海外旅行経験者、訪日旅行の経験者などを中心としたデータを活用すること。
- ・山陰周辺県、国内主要都市から山陰地域への外国人旅行者の流入・流出状況を分析。
- ・山陰地域への訪問確度が高い旅行者の属性、興味関心、嗜好を分析。
- ・コロナ禍による旅行者の顕在ニーズ・潜在ニーズの変化を調査・分析
尚、調査・分析に使用するデータは、2018年1月以降から調査実施までの取得可能な最新のデータを活用すること。
- ・令和3年10月の時点で事業進捗、ならびにその時点での中間報告を行うこと。

(2) アフターコロナにおける外国人誘客戦略策定業務

前項(1)の調査結果を踏まえ、アフターコロナ期に山陰地域へのインバウンドの早期回復を見据えた外国人誘客戦略策定に資する重要項目の提言を行う。

なお、提言する重要項目には、以下の要件を最低限含むものとし、単なる分析結果のみではなく、結果に基づく具体的な誘客ソリューション（例.デジタルプロモーション施策など）の提案も行うこと。

- ・東アジア地域から訪日（山陰）客を誘客する際に新たな観光サービスに求められるもの。
- ・安心安全対策に必須とされる項目
…施設や旅館ホテルの対応、公共交通機関の利用に対する警戒感など
- ・個人サービスへの旅行者の意識の高まり（旅の上質化）
- ・山陰地域を周遊させ、滞在時間の延長化に取り組む際に必要なツール
- ・当機構が開発した中国地区及び山陰地区周遊パスの適正（相性）

提言内容は、山陰両県38市町村、ならびに山陰域内の地域連携DMO、地域DMOの方針等で活用することを想定する。

5. 目標と成果指標

(1) 訪日外国人旅行者のニーズ変化の分析業務

アウトプット

: 調査・分析を行う対象市場国数	3ヶ国以上
: 既存データの活用件数	5件以上
: ヒアリング対象事業者数	10件以上
: アンケート調査実施時のサンプル数	1,200件以上

※調査対象市場国ごとに各400件以上を想定。

アウトカム

: 調査・分析による旅行者ニーズの変化等の抽出件数	30件以上
---------------------------	-------

※調査対象市場国ごとに各10件以上を想定。

(2) アフターコロナにおける外国人誘客戦略策定業務

アウトカム

: 戦略策定に資する重要項目を提案する対象市場国数	3ヶ国以上
: 戦略策定に資する重要項目の提案件数	9件以上

※調査対象市場国ごとに各3件以上を想定。

: アフターコロナの具体的な誘客ソリューション提案数	3件以上
----------------------------	------

※調査対象市場国ごとに各1件以上を想定。

6. 成果物の提出等

(1) 成果物

- ・ 事業実施報告書（A4版） 5部（紙媒体）及び電子データ（ppt）
- ・ 本事業で得た調査 raw データ一式

(2) 提出先

一般社団法人 山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

令和4年3月10日（木） 17:00（必着）

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること
- ② 事業実施状況等をわかりやすく編集すること
- ③ 事業実施による効果を調査し、とりまとめること

6. その他

- (1) 一般社団法人 山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」、「Discover Another Japan SAN'IN」、「縁の道～山陰～」のロゴマーク等を使用する等、国及び当機構が進める訪日外国人拡大事業趣旨に沿って行うよう配慮すること。

以 上